

25岩医発第72号
平成25年4月20日

各郡市医師会会長 様

岩手県医師会
会長 石川 育成
(公印省略)

中国の鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する検疫所の対応について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記について、別添写しのとおり日本医師会感染症危機管理対策室長より通知がありましたので、お知らせします。



岩手県医師会 感染症危機管理
〒020-8584 盛岡市菜園 2-8-20
TEL019-651-1455/FAX019-654-3589
担当：小笠原

1/5



(地Ⅲ22F)

平成 25 年 4 月 19 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

中国の鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する検疫所の対応について

中国におけるインフルエンザ A (H7N9) の患者の発生については、4月4日付(地Ⅲ4)等をもってご連絡申し上げているところです。

今般、国内の検疫所の検査体制の整備に伴い、中国からの帰国者・旅行者等に対する検疫所等の対応フローが厚生労働省から示され、各都道府県等の衛生主管部局に対し事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の対応フローの主な点は、以下のとおりです。

① 中国からの帰国者・旅行者等で 38 度以上の発熱（解熱剤を使用している場合にはそれ以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす）及び急性呼吸器症状がある者については、必要に応じ検疫所で A、H1、H3、H5、H7 検査を本人の同意のもとに実施し、感染症指定医療機関等の受診を勧奨するとともに、検疫所から当該医療機関に対してその旨連絡し、検査結果についても判明次第報告する。

② 重症で感染症指定医療機関に搬送する者以外（軽症者、症状のない者）には、検疫所で「健康カード」（参考資料参照）を配布し、注意事項の厳守を図る。

なお、健康カードの内容については、今後変更の可能性があり、その際にはあらためてご連絡いたしますことを申し添えます。

つきましては、本件について貴会会員に周知いただきたくご協力のほどお願い申し上げます。

事務連絡
平成25年4月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

健康局結核感染症課

中国の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する検疫所の対応について
（依頼）

中国で患者が発生している鳥インフルエンザA（H7N9）については、検疫所において、平成25年4月4日付け事務連絡（別添1）により、発生地から来航する便の搭乗者から健康相談があった場合のうち、38度以上の発熱と急性呼吸器症状が認められた場合に、本人の連絡先等の把握や医療機関の受診勧奨等を実施しているところです。

今般、検疫所の検査体制の整備に伴い、別添2のとおり、検査フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起について、改めてお願いしたところです。

貴管下の保健所等におかれましても、検疫所における対応についてご了知頂くとともに、注意喚起カード（健康カード）の4月19日（金）からの配布にあたり、本人から、中国からの帰国10日以内のインフルエンザ様症状についての連絡があった場合には、渡航先や症状、居所について把握の上、感染症指定医療機関等の紹介や、マスク等の感染予防策の勧奨等についてお伝えいただくよう（フローの二重線部分）、特段のご配慮をお願いします。

中国の鳥インフルエンザA(H7N9)に関する検疫対応フロー

※「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者に対する検疫対応について」(平成25年4月4日事務連絡)

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

YES NO

呼びかけ、サーモグラフィー等による体温確認、健康相談室への来室等により、
①中国(香港及びマカオ含む)から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
②聞き取りにより10日以内に中国に滞在したことが判明した者

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす) 及び 急性呼吸器症状があるか

※鳥又は鳥インフルエンザ患者(疑い含む)との濃厚接触歴がある場合、通知1※に基づきH5N1対応

・自治体への連絡等に活用する旨同意を得た上で、通知1※「調査票」等を準用し、本人の連絡先等を把握

・渡航先を勧奨し、必要に応じA,H1,H3,H5,H7検査を実施(本人の同意を得ること)

(以下を実施した上で入国)
○感染症指定医療機関等の医療機関を紹介(以下の書類を同封)。本人に通知2の内容を説明し、受診を勧める。
①医療機関へ患者を紹介した旨の書面
②健康相談記録票(コピー)
③通知2※※
※重症の場合、感染症指定医療機関に搬送
○軽症の場合、マスク等の感染予防策を勧奨した上で、「健康カード(別添2)」を本人に説明・配布
○紹介した医療機関に対し「受診を勧めた」旨を電話等により連絡
○居所を所管する自治体等へ情報提供
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、調査票等をメールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

「健康カード(別添2)」を本人に配布し、異状が生じた場合、医療機関を受診するよう伝え、入国

<保健所の対応>
健康カードに基づく相談があった場合、渡航先や症状、居所について把握の上、
・感染症指定医療機関等の紹介
・マスク等の感染予防策の勧奨等

○厚生労働省 結核感染症課

<検査結果>
○本人、自治体等に連絡。受診が必要な場合は、医療機関にも連絡
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

○厚生労働省 結核感染症課

A(+)で、H5(+)又はH7(+)又は亜型不明
→本人に感染症指定医療機関等受診を勧奨

○感染研 亜型確認
※以後は自治体フロー参照

AやHとも全て陰性
症状が悪化した場合等、医療機関を受診するよう本人に伝達。

A(+)で H1(+),H3(+)
季節性インフルとして対応

※通知1 「鳥インフルエンザ(H5N1)における検疫対応について」の一部改正について(平成23年8月19日付健感発0819第1号)
※※通知2 「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生について(情報提供及び協力依頼)」(平成25年4月3日付健感発0403第2号)

よくお読みになって **10日間保管**してください

中国で鳥インフルエンザA(H7N9)が発生しています

今後の情報に注意し、中国に滞在していた方は発症するおそれがありますので、本日から10日間、以下のように行動してください。

マスクの着用

鳥インフルエンザA(H7N9)は現時点ではヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用ください。

健康状態の確認

- 毎日の体温測定による発熱の有無
- 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無
- ※ 身近な方の健康状態にも注意を払ってください。

体調が悪くなったときの対応

あなたご自身や身近な方にインフルエンザ様の症状が出た場合、最寄りの保健所に「中国に滞在していた」ことを電話で伝え、受診する医療機関や今後の注意事項などについて相談してください。

【本件に関する情報】

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>

海外感染症情報サイト：<http://www.forth.go.jp/>



医療機関を受診する際は、この紙を示してください。

厚生労働省・検疫所

事務連絡
平成25年4月4日

各検査所長 殿

健康局結核感染症課長

中国における鳥インフルエンザA (H7N9) の患者に対する検査対応について

標記につきまして、渡航者に注意喚起をお願いしているところですが、下記のとおり対応することとしましたので、遺漏なきようお願いいたします。

記

中国国内の鳥インフルエンザA (H7N9) の発生地から来航する便の搭乗者から、健康相談があった場合のうち、38度以上の発熱と急性呼吸器症状が認められた場合には、「鳥インフルエンザ (H5N1) における検査対応について」(平成23年8月19日付け健感発0819第1号) の調査票を準用するなどして、本人の連絡先等を把握するとともに、必要に応じ、感染症指定医療機関等の医療機関を紹介した上で、受診を促すこと。医療機関の受診を促さない場合においても、10日間健康状態に留意し、症状の悪化や症状の改善が認められない場合は、医療機関を受診するよう情報提供すること。

なお、本人に医療機関の紹介を行った際には、当該医療機関に対し、その旨を電話等により連絡するとともに、別添の当職通知の情報を伝えること。

また、検査所においてインフルエンザ検査を行った場合に、インフルエンザA陽性であって、H1、H3、H5のいずれでもなかった場合には、直ちに結核感染症課あて連絡を行うこと。

健感発 0403 第 3 号
平成 25 年 4 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について
(情報提供及び協力依頼)

先般、別添 1 のとおり、中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) に感染した患者の発生を、WHO が発表した旨お知らせしたところですが、別添 2 のとおり WHO が作成した本疾患に関する Q&A の仮訳を作成しましたので、本件について関係者への周知方をお願いします。

また、貴管内医療機関に対して、下記の要件に該当する患者を診察した場合の保健所への情報提供について、協力依頼をお願いします。医療機関から情報提供があった場合には、その内容について当課までご連絡ください (様式任意)。

そのほか、下記の要件に合致する患者の診療に当たっての標準予防策の徹底についても周知方をお願いします。

なお、本通知による依頼の終了については、別途、通知します。

記

(情報提供を求める患者の要件)

38 度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺病変 (例：肺炎又は ARDS) が疑われる者であり、発症前 10 日以内に中国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

参考資料

別添 1：中国で鳥インフルエンザの患者が発生しました (検疫所ホームページ)

<http://www.forth.go.jp/topics/2013/04021128.html>

別添 2：WHO 作成 鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する Q&A (厚生労働省仮訳)

2013年04月02日更新 中国で鳥インフルエンザの患者が発生しました

4月1日付けで公表された世界保健機関（WHO）の情報によりますと、中国の国家衛生・計画出産委員会は3月31日、インフルエンザA（H7N9）に感染した患者が3人発生したとWHOに報告しました。患者は3月29日に中国の疾病予防管理センターで実施された検査で確定されました。インフルエンザA

（H3N2）、インフルエンザA（H1N1）pdm09、インフルエンザA（H5N1）、新種のコロナウイルスの検査も実施されましたが、いずれも陰性でした。

患者は上海市で2名、安徽省で1名発生しました。患者は3人とも重症の肺炎と呼吸困難を合併した呼吸器感染症を発症しました。発症日は2月19日から3月15日までの間でした。患者のうち2人は死亡し、1人は現在重篤な状態にあります。

これまでのところ、患者の間に疫学的な関連は確認されていません。接触者の経過観察を含む調査が行われています。現時点では、経過観察中の88人の接触者から新たな患者は発生していません。

感染源と感染経路に関する調査が進められています。

中国政府はこの事例について積極的に調査を行っており、サーベイランスの強化、検査体制の強化、検査・報告・治療に関して医療専門家のトレーニングを行っています。

WHOは国の当局と連携し、この事例を注視しています。新しい情報が入手されれば、情報が更新される予定です。

中国に滞在する方は、今後の情報に注意していただくとともに、鳥がたくさんいる場所で鳥に直接接触ったり、病気の鳥や死んだ鳥に近寄ったりしないようにしましょう。

出典

WHO Global Alert and Response
H7N9 avian influenza human infections in China
http://www.who.int/csr/don/2013_04_01/en/index.html

2013年4月2日更新

WHO (世界保健機関)

中国におけるヒトの鳥インフルエンザA (H7N9) ウイルス感染に関する
Q & A

1. A (H7N9) について心配なことはなにか？

インフルエンザウイルスの多くは、動物（ブタや鳥類など）固有のウイルスであり、通常、種の壁を越えて感染することはありません。今般、鳥インフルエンザA (H7N9) ウイルスのヒトへの感染事例が初めて報告されたことから懸念されています。更新情報についてはWHOのDisease Outbreak Newsを参照してください。

2. 鳥インフルエンザA (H7N9) ウイルスはヒトからヒトに感染するか？

現時点では、感染が確定した患者間や、患者との接触者の中で、ヒトからヒトに感染したという形跡はありません。引き続き、ヒト-ヒト感染を含む、全ての考えられ得る感染源について調査することとしています。発生の規模や、感染源、感染経路、最適な治療法および必要な感染予防対策や管理措置について、さらに調査を進め、動向を注視することは、さらなる患者の発生を確認する上で非常に重要だと考えています。

3. この感染は、最近、上海周辺の河川に16,000匹以上のブタの死骸が廃棄されたことと関係があるのか？

死んだブタも調査対象の一部ですが、その関連性は証明されていません。

4. 鳥インフルエンザA (H7N9) ウイルスは、一般国民にもリスクがあるのか？

現時点では、感染が確定した患者間や、患者との接触者の中で、ヒトからヒトに感染したという形跡はありません。中国の一般国民や国外の人々に対する鳥インフルエンザA (H7N9) ウイルスのリスクは、現在、調査中であり、情報が明らかになり次第、提供される予定です。

5. これまでにどのような対策を講じたのか？WHOはどんな支援をしているのか？

中国政府は以下の対策を講じているところです。

- ・サーベイランスの強化
- ・患者の管理と治療の強化

厚生労働省仮訳

- ・疫学調査と濃厚接触者の追跡
- ・検査室機能の強化
- ・医療従事者の教育とガイドラインの発行
- ・コミュニケーションの向上

ヒトのA (H7N9) 感染事例は、今回、初めて報告されたことから、WHOとしても重く受け止めています。WHOは、状況をより確実に把握するために、各国の当局と密接に連携するとともに、新たに重要な情報が入手できた際は共有することとしています。

6. 個人として、鳥インフルエンザA(H7N9)への感染を予防するにはどうしたらよいか？

A (H7N9) だけではなく、多くの感染症の伝播を予防するためには、衛生に気をつけるという基本的な習慣や、食品を安全に取り扱うことが必要不可欠です。

- 食品を扱う前後およびその間、食卓の前、トイレの後、動物やその排泄物に触れた後、手が汚れているときなど、頻繁に手洗いを行いましょう。家庭内に病気の人がいるときには特に入念に行いましょう。
- 医療現場では、他の患者や医療従事者への感染を予防するためにも、手洗いは必須です。病原体は手洗いによって物理的に洗い流すことができます。またアルコール消毒も有効です（病原体を死滅させます）。
- 咳やくしゃみをする際には、口と鼻をハンカチやティッシュで覆いましょう。
- 高病原性の鳥インフルエンザウイルスが存在する可能性のある場所では、ウイルスのついた手指から鼻・口・結膜などにウイルスが付着するのを防ぐため、手指の衛生（手洗いとアルコール消毒剤の使用等）は非常に重要です。

WHOの原文はこちら：

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/faq_H7N9/en/

请仔细阅读，并保存10天

中国正在发生 H7N9 禽流感

请关注今后的信息，在中国逗留过的旅客，有可能感染发病，从今天起 10 天内，请采取以下行动。

➤ 戴口罩

目前，H7N9 禽流感尚未发现人与人之间的传染，如咳嗽等症状戴口罩。

➤ 检查健康状况

每天测量体温，检查有无发烧

检查有无呼吸器官的症状，如激烈的咳嗽，呼吸困难等

※ 并注意周围人的健康状况。

➤ 身体不适时的对应

您本人及您周围的人如出现流感症状，请电话联系附近的保健所，告知您曾在中国逗留之事实，并向保健所询问就诊医院，今后的注意事项等事宜。

◆ 【相关信息】

厚生劳动省网站: <http://www.mhlw.go.jp/>

检疫所网站: <http://www.forth.go.jp/>



去医院就诊时，请显示该纸张。

日本厚生劳动省
检疫所